

【協会けんぽの保険料率が変わりました】

皆様、こんにちは。労務・法務部の杉本美樹です。



今回は、先月号に引き続き健康保険についてご案内いたします。
保険料率が変わったと言っても、あまりうれしい変更ではなく、
3月分(今月徴収分)から「協会けんぽ」の保険料率が引き上げられます。
高齢化ということもあり医療費は伸びている一方、中小企業を取り巻く
経済状況は厳しく、報酬は横這い又は下降して保険料は伸び悩み
引上げを行わざるを得なかったというのが理由のようです。

* 「協会けんぽ」: 全国健康保険協会管掌健康保険

Q1 なぜ、都道府県で保険料率は違うの？

保険料率は、平成21年9月分から都道府県ごとに異なっています。

従来为全国一律の保険料率のもとでは、疾病の予防等の地域の取組により医療費が低くなっても、その地域の保険料率に反映されないという問題点が指摘されていました。こうした中で、年齢構成の違いによる医療費の差や所得水準の違い等を考慮した上で、保険料率を設定することとなりました。

1番高い県	: 北海道・佐賀県	9.6%	
1番低い県	: 長野	9.39%	
平均保険料率	9.34%	⇒	9.50%

ベッド数や医師数が多い中国・四国地方や九州地方など医療の提供体制が比較的充実している県や、北海道のように通院が難しい地域があるため入院費が膨らむといった理由から保険料率が高くなるという格差が生じています。

ただし、あまりの大きな差がでても問題ですので、格差を縮める措置を取りつつ、保険料率を設置しているようです。

Q2 保険料の支払額はいくら増えるの？

【お勤めされている方の保険料増加額(目安)／年間】

月収(税引き前)	保険料年間増加額
20万円	年1,920円
50万円	年4,800円
100万円	年9,600円

- * 保険料は、労使折半ですので、事業主もこれと同額の負担となります
- * 保険料増加額・合計額は、都道府県ごとに異なります

Q3 今後も保険料率は上がるの？

高齢者の医療費や加入者の医療費が伸び、また、報酬が伸び悩む状況が続けば、国庫補助率の引上げなどの対策が講じられない限り、平成24年度も一定の引上げが避けられない見通しのようです。

保険料を上げ、私たちの負担が増え続ける以上、不適切な運営等がないことを願っています。
詳しくは弊社担当までお問い合わせ下さい。

(労務・法務部 / 杉本美樹)